

彦根市の建設工事に係る発注の見通し、入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表要綱

(平成 13 年 4 月 1 日 制定)

(最終改正 : 令和 2 年 11 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)および公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)ならびにその他の法令に基づき、彦根市が発注する建設工事についての発注見通し、入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表の実施について必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しに関する事項の公表)

第 2 条 市長は、毎年度、4 月 1 日以降遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事(予定価格が 250 万円を超えないと見込まれるものおよび公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)にかかる次の各号に掲げるものの見通しに関する事項を公表する。

(1) 工事名、工事場所、期間、工事種別、工事概要

(2) 入札および契約の方法

(3) 入札予定時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)

2 公表は、契約監理室内で閲覧に供するほか、彦根市ホームページに掲載するものとする。

3 公表の期間は、当該年度の 3 月 31 日までとする。

4 市長は、第 1 項により公表した発注の見通しに関する事項について、少なくとも年 1 回以上の見直しを行うものとし、変更がある場合は、遅滞なく当該事項を公表するものとする。

5 第 2 項および第 3 項については、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法についてこれを準用する。

(入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表)

第 3 条 市長は、次の各号に掲げる事項を定め、または作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格および当該資格を有する者の名簿

(2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格および当該資格を有する者の名簿

(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 市長は、建設工事(予定価格が 130 万円を超えないと見込まれるものおよび公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)の契約を締結したときは、当該建設工事ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、第 1 号および第 11 号に掲げる事項については入札前または入札後に公表し、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号および第 8 号に掲げる事項にあっては入札後速やかに公表し、第 3 号に掲げる事項については入札前に公表し、第 9 号および第 10 号に掲げる事項については契約の締結後速やかに公表するものとする。

(1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

(2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号または名称ならびにこれらのうち当該入札に参加させなかつた者の商号または名称およびその者を参加させなかつた理由

- (3) 指名競争入札を行う場合における入札日時、入札場所、工事番号、工事場所、工事名称、施工期間および指名した者の商号または名称
- (4) 指名競争入札を行った場合におけるその者を指名した理由
- (5) 入札者の商号または名称および入札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- (6) 落札者の商号または名称および入札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- (7) 最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号または名称
- (8) 総合評価方式による場合には次に掲げる内容
 - ア 総合評価方式を行った理由
 - イ 総合評価を行った場合における落札者決定基準
 - ウ 総合評価を行った場合における落札者の落札理由
 - エ 総合評価を行った場合における落札結果
- (9) 彦根市契約規則(昭和 44 年彦根市規則第 33 号)第 9 条第 1 項(同規則第 19 条において準用する場合を含む。)に規定する予定価格調書に記載された予定価格(随意契約を行った場合を除く。)
- (10) 次に掲げる契約の内容
 - ア 契約の相手方の商号または名称および住所
 - イ 公共工事の名称、場所、種別および概要
 - ウ 工事着手の時期および工事完成の時期
 - エ 契約金額
- (11) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

- 3 市長は、前項の建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約にかかる前項第 10 号イ～エに掲げる事項および変更の理由を公表するものとする。
- 4 第 1 項および第 2 項第 1 号から第 9 号で定める事項の公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとし、第 2 項第 10 号から第 11 号および第 3 項で定める事項の公表は、契約監理室において閲覧に供する方法によるものとする。
- 5 第 2 項または第 3 項で定める事項については、公表した日(第 3 条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日)の属する年度およびその翌年度が経過するまで閲覧に供するものとする。

(公表の日時)

第 4 条 公表(彦根市ホームページによる公表を除く。)を行う日は、彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く日とする。

2 公表(彦根市ホームページによる公表を除く。)を行う時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(公表の条件)

第 5 条 閲覧者は、公表資料を所定の場所で閲覧するものとし、持ち出しすることはできない。(彦根市ホームページによる公表を除く。)

2 閲覧者は、公表資料を改ざんし、汚損し、または破損することのないよう取り扱わなければならない。(閲覧の中止等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、閲覧を中止させ、または禁止することができる。

- (1) 公表資料を改ざんし、汚損し、または破損したとき、またはこれらのおそれがあるとき。
- (2) この要綱または係員の指示に従わないとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(彦根市建設工事入札結果等公表要綱の廃止)

- 2 彦根市建設工事入札結果等公表要綱は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条および第5条の改正規定は、平成14年5月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に通知された指名競争入札については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項のただし書きの規定は、この要綱の施行の日以後に一般競争入札の公告または指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う契約から適用し、同日前に入札公告等を行う契約については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に公告された条件付一般競争入札または通知された指名競争入札については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。